― 帰敬式について ―

［浄土真宗本願寺派宗法］－抜粋－

第２７条　門徒とは、僧侶及び寺族以外の者で、第二条の目的を遵奉し、本山に帰向し、第十六条に規定する寺院又は第十九条に規定する開教区寺院に帰属し、当該寺院備付の門徒名簿に登録された者をいう。

２　門徒は、この宗門及び本山並びに所属する寺院の護持発展に努めなければならない。

３　**門徒は、帰敬式を受けるものとする。**

上記のように、浄土真宗本願寺派では門徒は帰敬式を受式するものと規定されています。

本来ならば、帰敬式は特別な法要等を除いて、本山（西本願寺）で受式することを例としますが、現在では、本山を離れた場所（地方）でも、本山より出向する形で帰敬式の実施がなされるようになっています。

当別院（教区）では、平成１８年度より、報恩講法要に併せて一人でも多くの方々に帰敬式を受式していただく目的で、毎年実施しています。

また、現法規では、門徒において、寺院役職・組役職・教区役職等就任する場合、帰敬式を受式していることが前提であると定められているものがあります。

つきまして、各寺院におかれましては、寺院運営上、不合理が今後生じないように、重々ご理解くださいまして、計画的に、本山までお参りできない方を中心に、当別院での帰敬式の受式をご奨励くださいますようお願いいたします。

以　上